

【概要】

- 施設や里親宅、ファミリーホーム等で生活している子どもに、守られるべき権利を明示した小冊子
- 「子供の権利条約」に準拠し、大切にされる権利・守られる権利・意見表明権・知る権利・プライバシーの権利などを説明
- 児童福祉司、施設職員、里親、学校の先生、第三者委員などの周りの大人に相談できることや苦情箱を案内しているほか、子供の権利擁護専門相談事業の相談ダイヤル、東京都児童福祉審議会の相談ダイヤル等を記載
- また、子供の権利擁護専門相談員宛ての「はがき」が挿み込まれており、いつでも記載して投函することが可能

【子供への配布方法等】

- 配布対象：小学校1年生以上。
「小学生版」「中高生版」がある。
- 配布方法等：
担当児童福祉司が、入所又は委託時若しくは小学校就学時、中学校進級時に子供に対して説明。
その後も、生活の中で施設職員や里親から子供へ説明

【はがき投函実績】

平成30年度：18件 令和元年度：15件 令和2年度：18件



【小学生用】



【中学・高校生用】

郵便はがき

1 6 9 - 0 0 7 4

料金を取らない郵便
新宿北局承認
8013

差出有効期間
2020年5月31日
まで

子供の権利擁護専門員
行

新宿区北新宿4丁目6番1号
東京都児童相談センター内

○あなたが相談したいことや困っていることを、下にできるだけ詳しく書いてください。 (そうだなしてね)

あなたのお名前 ()
(名前を書かないときは書かなくても、部屋(ユニット)の名前を書いていいです)

施設の名前 ()

あなたへの連絡方法 (希望がある場合は○をつけてください)

(1) 施設の () 先生へ連絡する。

(2) あなたの児童福祉司さんをおして連絡する。

(3) (名前と電話番号) へ連絡する。

(4) その他 ()